

(社) 電波産業会

1 行政委託型公益法人等の概要

(1) 国からの補助金・委託費等交付額（平成21年度実績）

補助金・委託費等名	交付額（単位：千円）
特定周波数対策交付金	464,010
国庫債務負担行為借入金返済用交付金 *	10,378,128
合 計	10,842,138

* 国庫債務負担行為借入金返済用交付金は、過年度の国庫債務負担行為による借入金の返済に充てるもので、当該年度の収支計算書における総収入額には含まれない。

- ・実施計画の対象事項に対する措置 ←様式Ⅲ 1 (1)
- ・補助金等支出明細書←様式Ⅲ 2 (1) ①
- ・公益法人向け補助金等全般に対する措置
補助金等に係る事業概要等←様式Ⅲ 2 (1) ②
国からの補助金・委託費等の状況←様式Ⅲ 2 (2)

(2) 役員の報酬・退職金に関する規程

(参考) 役員報酬規程

役員退職慰労金等規程

2 最新の業務・財務に関する資料

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

様式Ⅲ 1 (1)

補助金等の交付等に関する事項（実施計画の対象事項に対する措置）

法人名	(社)電波産業会
区分	第三者分配型
「第三者分配型」の状態がやむを得ないこととされた理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定周波数変更対策業務 地上アナログ放送をデジタル化するために必要となる特定周波数変更対策業務について、電波法に基づき当該法人に業務移管したところ、「第三者分配型」に該当したものであるが、当該法人は当該業務に関するノウハウを有し、确实かつ適正に当該業務を実施することが可能であることから、引き続き当該業務を実施することが適当である。 ・ 特定周波数終了対策業務 無線LAN等の新たな電波需要に対応するため、既存の電波利用者に対して一定の損失補償を行うことを目的とした特定周波数終了対策業務について、電波法に基づき当該法人に業務移管したところ、「第三者分配型」に該当したものであるが、当該法人は当該業務に関するノウハウを有し、确实かつ適正に当該業務を実施することが可能であることから、引き続き当該業務を実施することが適当である。

補助金等支出明細書

(平成21年度実績)

1. 補助金等の名称	特定周波数対策交付金		
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的	電波法（昭和25年法律第131号）第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務に関する事業を実施すること。		
(2) 具体的な内容	免許人その他の無線設備の設置者に対する無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の支給等を行う。		
3. 交付先の公益法人の名称	電波産業会		
4. 交付実績額	10,842,138 千円		
交付金収入	464,010 千円 (A)		
国庫債務負担行為借入金返済用交付金	10,378,128 千円		
5. 国庫債務負担行為による借入収入及びその他収入	3,967 千円 (B)		
6. 補助金等における管理費			
(1) 人件費	65,469 千円		
(2) 一般管理費	28,366 千円		
(3) その他の管理費			
	内容	金額	
		千円	
		千円	
	合計	千円	
合計	93,835 千円		
7. 外部への支出			
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出			
	支出内容	支出先	金額
	アナログ周波数変更対策業務に係る受信者対応業務の委託	工事統括者	61,470 千円
	アナログ周波数変更対策業務に係る現地的業務の委託	業務受託者	28,301 千円
	アナログ周波数変更工事の給付金	免許人・無線設備設置	102,135 千円
			千円
合計			191,906 千円 (C)
(2) (1)以外の支出			
	支出内容	支出先	金額
	国庫負担行為借入金利子	金融機関	178,269 千円
	国庫債務負担行為借入返済	金融機関	10,378,128 千円
	預金利息額納付	国	3,474 千円
			千円
合計			10,559,871 千円
8. その他			
	内容	金額	
	次期繰越金	493 千円	
		千円	
合計	千円		
9. 再補助・再委託等の割合	41.0 %C / (A+B)		

補助金等支出明細書

(平成21年度実績)

1. 補助金等の名称	特定周波数対策交付金（特定周波数終了対策業務）	
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的	電波法（昭和25年法律第131号）第71条の2第2項に規定する特定周波数終了対策業務に関する事業を実施すること。	
(2) 具体的な内容	無線局の周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しようとする免許人に対して、当該免許人に通常生ずる費用に充てるための給付金の支給等を行う。	
3. 交付先の公益法人の名称	（社）電波産業会	
4. 交付実績額	0 千円（A）	
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	0 千円	
(2) 一般管理費	0 千円	
(3) その他の管理費		
	内容	金額
		千円
		千円
	合計	千円
合計	0 千円	
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
	支出内容	金額
	支出先	金額
	特定周波数終了対策給付金	0 千円
		千円
		千円
		千円
	合計	0 千円（B）
(2) (1)以外の支出		
	支出内容	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
	合計	千円
7. その他		
	内容	金額
		千円
		千円
	合計	千円
8. 再補助・再委託等の割合	0.0 % (B/A)	

様式Ⅲ2(1)② A 補助金等適正化法が適用される場合

補助金等の交付等に関する事項(公益法人向け補助金等全般に対する措置)
(補助金等に係る事業概要等)

1	公益法人の名称	(社)電波産業会
2	補助金等の名称	一般会計・特定周波数対策交付金【特定周波数変更対策業務】(総務省)
3	補助金等に係る事業概要、主な用途	
	概要	電波法(昭和25年法律第131号)第71条の2第1項に規定する特定周波数変更対策業務として、免許人その他の無線設備の設置者に対する無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の支給等を行う。
	主な用途	免許人その他の無線設備の設置者に対する無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助を行う。
4	補助金等適正化法適用の有無	有 ・ 無
	当該法人を選定した理由	当該法人が特定周波数変更対策業務を実施することについて、電波法の規定に基づき、実施確実性、財政的基礎の有無、業務実施の公平性等の観点から検討した結果、当該法人は当該業務に関するノウハウを有し、確実かつ適正に当該業務を実施することができるものと認められたため、適当であると認めたものである。

様式Ⅲ2(1)② A 補助金等適正化法が適用される場合

補助金等の交付等に関する事項(公益法人向け補助金等全般に対する措置)
(補助金等に係る事業概要等)

1	公益法人の名称	(社)電波産業会
2	補助金等の名称	一般会計・特定周波数対策交付金【特定周波数終了対策業務】(総務省)
3	補助金等に係る事業概要、主な用途	
	概要	電波法(昭和25年法律第131号)第71条の2第2項に規定する特定周波数終了対策業務として、無線局の周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しようとする免許人に対して、当該免許人に通常生ずる費用に充てるための給付金の支給等を行う。
	主な用途	無線局の周波数の指定を変更を申請し、又は無線局を廃止しようとする免許人に対して、当該免許人に通常生ずる費用(撤去設備の残存価値及び期間損失に伴う金融費用)に充てるための給付金の支給やその他必要な援助を行う。
4	補助金等適正化法適用の有無	有 ・ 無
	当該法人を選定した理由	当該法人が特定周波数終了対策業務を実施することについて、電波法の規定に基づき、業務遂行能力、財政的基礎の有無、業務実施の公平性等の観点から審査を行った結果、当該法人は当該業務に関するノウハウを有し、確実かつ適正に当該業務を実施することができるものと認められたため、適当であると認めたものである。

様式 Ⅲ 2 (2)

補助金等の交付等に関する事項（公益法人向け補助金等全般に対する措置）
（国からの補助金・委託費等の状況）

（平成21年度実績）

公益法人の名称	（社）電波産業会	
年間収入額（総収入額）	2, 181, 916千円	
国からの補助金・委託費等の状況		
補助金・委託費等の名称（交付府省名）	金額	年間収入比
特定周波数対策交付金（総務省） 【特定周波数変更対策業務】	464, 010千円	21.3%
特定周波数対策交付金（総務省） 【特定周波数終了対策業務】	0千円	0.0%
	千円	%
	千円	%
	千円	%
	千円	%
	千円	%
合計	464, 010千円	21.3%

注 この他に、特定周波数変更対策業務において国庫債務負担行為による過年度借入金返済用交付金10, 378, 128千円の交付を受け、これを金融機関へ返済をしている。